

『トレーラの安全な使用及び法改正等に係る研修会』

トレーラの適正な使用等に関しましては、国土交通省からの通達を受け「自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について」により、確実で継続的な保守管理の徹底をお願いしていることから、標記研修会を実施いたします。

令和6年度の本研修では、依然として後を絶たない車輪脱落事故の再発防止のための点検整備の重要性、トレーラの安全装置（ABS及び横転抑制装置）とその有効性について動画を用いて解説する他、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、最近の関係法令の改正内容についての説明もいたします。

トレーラを保有する会員様、今後トレーラの導入を検討している会員様におかれましては、是非ご参加ください。

◆開催日時 令和6年10月9日(水) 受付:13時00分～

研修:13時30分～16時15分(予定)

◆開催場所 埼玉県トラック総合会館 6階大会議室 さいたま市大宮区北袋町1-299-3

◆研修会

- (1) トレーラのより安全な使用について(火災防止と車輪脱落防止)
- (2) 新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」等、トレーラに係わる最新の関係法令改正内容の紹介とトレーラ輸送による輸送効率向上について
- (3) 実車実験動画で見るトレーラの横転抑制装置の有効性
- (4) まとめ・質疑応答・アンケート記入

◆講師 一般社団法人日本自動車車体工業会 トレーラ部会

◆定員 50名(1社につき最大2名までを上限といたします)

◆参加費 無料

◆お申込み方法 (一社)埼玉県トラック協会ホームページ「講習予約システム」より

令和6年9月30日(月)までにお申込みください。

*定員になり次第締め切らせていただきます。

※駐車場の不足が見込まれるため、公共交通機関でのご来場をお願いします。

Gマークにおける

「安全性の取組みの積極性」の加点
(2025年度)となる修了証を発行します。

【お問い合わせ先】

(一社)埼玉県トラック協会 交通安全部

足澤・五十嵐・櫻井 TEL:048-645-2771